

兵庫県公報

平成24年10月15日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則（規則第45号）

- 1 知事及び副知事の退職手当その他手当の額について、このたびの見直しに当たり、その決定過程の一層の公正を期するため、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の調査審議に諮ることとし、審議会の所掌事務について所要の整備を行うこととした。
- 2 1に併せて、多様な視点からの調査審議を確保し、知事及び副知事の給与の額の決定過程のより一層の公正を期するため、審議会の委員に学識経験を有する者から任命される委員を追加する等、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第45号

兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県特別職報酬等審議会規則（昭和43年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「給料」を「給与」に改める。

第4条第1項中「委員は、」の右に「学識経験を有する者及び」を加え、「代表者」を「関係者」に改め、「必要のつど」を削り、同条第2項中「かかる」を「係る」に、「解任される」を「その任を解く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。